

平成12年度 包括外部監査報告（監査の概要）

1 位置付け

地方自治法第252条の37第1項、第4項及び四日市市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条第2項に基づく包括外部監査。

対象年度：原則として平成12年度（必要に応じて平成13年度及び過年度）。

2 選択したテーマ

出資法人（出資割合が25%以上の法人）の出納その他の事務の執行及び所管課の当該法人に係る財務事務の執行

表：監査対象法人一覧

監査対象法人(括弧内は略称)	所管課	四日市市 出資比率	三重県 出資比率
(株) 三重県四日市畜産公社 (畜産公社)	商工農水部 農林水産課	% 25.0	% 25.0
(株) 四日市市生活環境公社 (生活環境公社)	環境部 生活環境課	40.0	—
(株) ディア四日市 (ディア四日市)	商工農水部 商工課	31.1	—
(財) 四日市国際交流協会 (国際交流協会)	市長公室 国際課	100.0	—
(財) 三重北勢地域地場産業振興センター (地場産業振興センター)	商工農水部 商工課	31.9	31.9
(財) 四日市市レジャー施設協会 (レジャー施設協会)	商工農水部 商工課	48.6	—
(財) 四日市市文化振興財団 (文化振興財団)	教育委員会 文化課	100.0	—
(財) 四日市市都市整備公社 (都市整備公社)	都市計画部 都市計画課	100.0	—

四日市市土地開発公社と(財)霞ヶ浦振興公社は昨年度外部監査監査対象とされたため除外

3 テーマ選定理由

四日市市（以下、市と略）の出資目的が現在財務的に達成されているか、出資額が現在もその価値を有しているか、出資法人は経済的・効率的に運営されているか、今後も出資や助成を続ける経済的合理性はあるか、について監査することが有用であるため。

4 外部監査実施期間

平成13年7月1日から平成14年1月22日まで（以下、年及び年度の表示は「平成」を略。）